

投資型減税の控除額を算出する際は、国土交通大臣が定める一般断熱改修等の標準的な工事費用相当額を確認します。

省エネリフォームをした家屋を居住の用に供する日付により「単位あたり金額」が異なります。

標準的な工事費用相当額 ^{※1} 【平成 21 年国土交通省告示 第 4 号】								
省エネ改修工事の内容		(1)単位あたり金額(税込) ^{※2}	(2)単位あたり金額(税込) ^{※3}	単位	割合			
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 (ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む)	ガラスの交換 (1 から 8 地域 ^{※4} まで)	6,400 円	6,300 円	家屋の床面積の合計 (㎡)	工事が混合している場合「居室の窓のうち左の工事を行った窓の数」を「全ての居室の全ての窓の数」で除した割合			
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,800 円	11,300 円					
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	7,700 円	8,100 円					
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	18,900 円	19,000 円					
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,500 円	15,000 円					
居室の窓の断熱性を高める工事 (ガラス交換については、居室の窓の日射遮蔽性を高める工事を含む)	ガラスの交換 (1 から 8 地域まで)	6,400 円	6,300 円		集熱器面積 (㎡)	「居室の窓のうち左の工事を行った窓の面積」を「全ての居室の全ての窓の面積」で除した割合		
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,800 円	11,300 円					
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	7,700 円	8,100 円					
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	18,900 円	19,000 円					
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,500 円	15,000 円					
天井等の断熱性を高める工事 (1 から 8 地域まで)		2,700 円	2,700 円			件 (台)	1	
壁の断熱性を高める工事 (1 から 8 地域まで)		19,300 円	19,400 円					
床等の断熱性を高める工事 (1、2 及び 3 地域)		5,700 円	5,800 円					
床等の断熱性を高める工事 (4、5、6 及び 7 地域)		4,700 円	4,600 円					
太陽熱利用冷温熱装置 (冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本工業規格 A4112 に適合するもの) の設置工事		140,000 円	151,600 円					
太陽熱利用冷温熱装置 (給湯の用に供するもののうち、日本工業規格 A4111 に適合するもの) の設置工事		391,400 円	365,400 円					
潜熱回収型給湯器の設置工事		98,400 円	75,200 円					
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事		393,200 円	412,200 円					
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事		1,728,700 円	1,057,200 円					
ガスエンジン給湯器の設置工事		478,600 円	458,300 円					
エアコンディショナーの設置工事		91,200 円	88,600 円					
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事	537,200 円	425,500 円	太陽電池モジュールの出力数 (kW)				
	特殊工事 ^{※5}	安全対策工事	53,700 円					37,600 円
		陸屋根防水基礎工事	52,500 円					44,000 円
		積雪対策工事	31,500 円					27,800 円
		塩害対策工事	10,500 円			9,000 円		
	幹線増強工事	105,000 円	106,800 円	件				

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の省エネ改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」及び「割合」を乗じた額です。

※2 一般断熱改修工事をした家屋に、令和元年12月31日までに居住する場合。

※3 一般断熱改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。

※4 地域区分については、平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号別表4をご参照ください。

※5 工事の内容については、平成21年経済産業省告示第68号をご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置